

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第587号）

2021年12月24日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 税関総署、輸入食品の域外生産企業管理規定の実施細則を発表

2022年1月1日施行予定の『中華人民共和国輸入食品域外生産企業登録管理規定』（税関総署令第248号）及び『中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法』（税関総署令第249号）について、税関総署は2021年12月13日にそれらの実施細則に当たる税関総署公告2021年第103号（『中華人民共和国輸入食品域外生産企業登録管理規定』及び『中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法』の実施関連事項に関する公告）を公布し、実務上の手続きなどを明確にしました。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- ✓ 2022年の関税調整方案に関する国务院関税税則委員会の通知  
（財政部、12/15）

#### 産業政策

- ✓ 工業の振興と質の高い発展を推進する実施方案に関する国家発展改革委、工業情報化部の通知  
（国家発展改革委員会等、12/14）



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

## ■ 注目トピックス

### 税関総署、輸入食品の域外生産企業管理規定の実施細則を発表

税関総署公告 2021 年第 103 号(『中華人民共和国輸入食品域外生産企業登録管理規定』及び『中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法』の実施関連事項に関する公告)<sup>1</sup>は、対中食品輸出を行う域外の生産企業(加工、保管業務を含む。以下、域外生産企業)に対する管理強化の一環として、『中華人民共和国輸入食品域外生産企業登録管理規定』(税関総署令第 248 号。以下、『登録規定』<sup>2</sup>)及び『中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法』(税関総署令第 249 号。以下、『管理規則』)の実施に関する規定を詳細化しました。

## □ 公告の主な内容

公告の主な内容については以下の通りです。

### 登録管理システム

域外生産企業は登録管理システム(<https://cifer.singlewindow.cn/> 以下、登録システム)にて登録申請を行うことが可能です。登録済みの域外生産企業は税関総署の公式サイト若しくは登録システムにてその登録番号や有効期限を調べることが可能です。

### 域外生産企業の登録申請

申請方式及び申請資料につき域外の主管当局と税関総署が別途規定する場合を除き、『登録規定』第 7 条が定めた 18 品目の域外生産企業は登録システムにて登録申請を行う際、事前に所在国・地域の主管当局(以下、所管局)から登録システムのアカウント番号(税関総署が付与)を取得しなければなりません。

18 品目以外の域外生産企業は自らアカウント番号を申請した上で、登録システムにて登録申請を行うとされます。

### 登録番号の表記と包装標識

2022 年 1 月 1 日以降に生産される対中輸出食品は、食品の内部と外部包装に中国の登録番号若しくは所管局の登録番号を表記しなければなりません。

包装及びラベル、標識に関する『管理規則』の規定は、2022 年 1 月 1 日以降に生産される対中輸出食品に適用します。それより前に生産された食品については、従来規定が適用されます。

### 登録有効期限の延長

登録有効期限の延長については、『登録規定』第 20 条に基づき、登録期限満了 3~6 カ月前に関連手続きを実施しなければなりません。域外生産企業が登録期限満了までに延長手続きを実施していない場合、税関総署は登録抹消を行うとされます。

同公告では、税関総署は域外生産企業の登録に対し料金を課さないと明記しています。また税関総署の公

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4053483/index.html>

<sup>2</sup> 『登録規定』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 574 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0626-XF-0105.pdf>

式サイト<sup>3</sup>では、登録手続きや申請資料等を明記しているガイドブック『輸入食品の域外生産企業の登録実務指南』が掲載されており、これによると申請資料として域外生産企業の登録申請書、所管局の推薦書(18品目)、要求適合に関する自己宣言(18品目以外)、所管局が発行した営業許可証、審査報告などが挙げられています。

## □ 食品輸出の混乱回避に向けて十分な準備が必要

世界銀行が発表したデータによると、中国の貨物輸入全体における食品輸入額の割合は2010年以降、上昇傾向を辿り、20年に7.77%の水準に達しました。この食品輸入額の割合と税関総署が発表した輸入総額(貨物)から10～20年の中国食品輸入額を試算しました。詳細は図表1をご参考ください。

また、税関総署は今年から、品目別輸入額の統計データについて、食品を単独項目として追加しました<sup>4</sup>。税関総署によると、21年1～11月の食品輸入額は1,766億米ドルとなり、前年同期比29%増加しました。なお、米国農務省(USDA)によると、中国は19年に世界6位の食品輸入国になったといわれます。

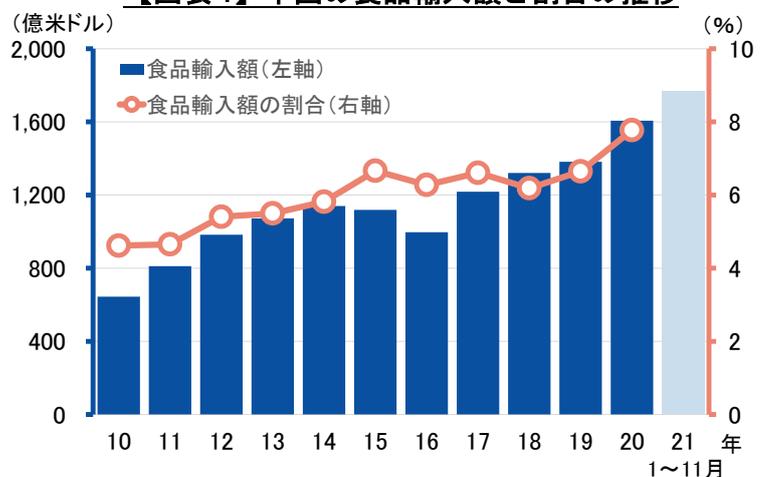
一方、税関総署は毎月、輸入を許可しなかった食品・化粧品のリスト<sup>5</sup>を発表しています。品目の構成を見ると、水産品やお酒・飲料類、肉及び肉製品、調味料が大半を占めています。

却下された理由については、「要求通りに証明書又は合格証明資料を提供していない」、「商品と証明書が一致しない」、「ラベルが不合格」、「検査検疫の許可を得ていない成分が検出」、「食品添加物・栄養強化剤が不合格」等が挙げられます。

食品輸入規模の拡大に伴い、食品の安全性への重視も強まっている中、当局による食品輸入への管理強化は多くの域外生産企業から注目されています。『登録規定』は、全ての域外生産企業に対し登録申請を義務付けた他、所管局の推薦が必要な対象品目を従来の5品目から18品目に拡大したため、税関総署と所管局の協働も重要になっているとみられます。

他方、登録システムは11月に開設されましたが、未だ試行段階にあり、来年1月までに必要な手続きが完了できない恐れがあるとの声が域外生産企業の間にあります。実務手続きを定めた公告が発表されてから『登録規定』等の正式実施まで1カ月に満たない状況において、関連規定による域外生産企業の登録や輸出活動への影響には留意が必要であると思われます。

【図表1】中国の食品輸入額と割合の推移



(税関総署、世界銀行に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>3</sup> 公式サイトについては右記をご参照ください。⇒ <http://online.customs.gov.cn/static/pages/treeGuide.html> 正式に開始されていないため、『輸入食品の域外生産企業の登録実務指南』に関する内容が表示されない場合があります

<sup>4</sup> 品目別輸入額については以下のサイトをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/2799825/302274/302276/4071032/index.html>

<sup>5</sup> 輸入拒否食品・化粧品リストについては以下のサイトをご参照ください。⇒

<http://jckspj.customs.gov.cn/spj/zwgk75/2706876/fe2490a9-1.html>

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 2022年の関税調整方案に関する国務院関税税則委員会の通知

(原文：国务院关税税则委员会关于2022年关税调整方案的公告)

税委会〔2021〕18号

財政部 2021年12月15日公布、2022年1月1日実施

#### 【主要内容】

- 財政部は2022年1月1日から実施する輸出入関税の調整計画に関する国務院関税税則委員会の通知を発表した。最惠国税率（以下、MFN税率）よりも低い暫定税率（0~20%）を適用する輸入品目は、21年の883品目から954品目に増加した
- 輸入関税が引き下げられた品目は、①医療関連：抗がん剤塩化ラジウム注射液（ゼロ関税）、人工関節等、②消費財：サケ、タラ等の高級水産品、ベビー服、食器洗い機、スキー用具、③文化財：100年超の油絵等の芸術品（ゼロ関税）、④ESG関連：車両の燃費改善や排出削減に寄与できるチャコールキヤニスター、自動車用電子制御スロットル、土壌修復に利用できる泥炭、⑤製造関連：高純度黒鉛、新幹線用高圧ケーブル、燃料電池用膜電極アセンブリと双極板、カカオ豆、エッセンシャルオイル、毛皮などの食品加工、日用品、皮革製造業に必要な原材料、⑥国内不足の資源：黄鉄鉱、純塩化カリウム
- 輸入関税の引き上げについて、一部のアミノ酸、鉛蓄電池部品、ゼラチン、豚肉、クレゾールなどに対し、輸入暫定税率を廃止し、MFN税率の適用を再開する
- 一方、輸出については106品目に引き続き関税を課すとし、このうち黄リン以外のリンと粗銅の輸出関税を引き上げた
- また、2022年から地域的な包括的経済連携（RCEP）などの協定に基づき、29カ国・地域を原産とする一部の輸入品に協定税率を適用する
- WTO加盟議定書の一部である情報技術認定（ITA）に基づき、2022年7月1日から情報技術製品62品目について、7回目のMFN税率引き下げを実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qss.mof.gov.cn/qzdt/zhengcefabu/202112/t20211215\\_3775137.htm](http://qss.mof.gov.cn/qzdt/zhengcefabu/202112/t20211215_3775137.htm)

### 産業政策

#### 工業の振興と質の高い発展を推進する実施方案に関する国家発展改革委、工業情報化部の通知

(原文：国家发展改革委 工业和信息化部关于振作工业经济运行 推动工业高质量发展的实施方案的通知)

发改産業〔2021〕1780号

国家発展改革委員会等 2021年12月14日公布

#### 【主要内容】

- 工業分野における経済循環やサプライチェーンの円滑化を確保する。石炭や電力、石油、ガスなどエネルギー、コモディティの安定した供給を確保する。石炭火力発電企業やガス企業に対する今年第4四半期分の税金の納付を見送りする。新エネルギー車、医療機器などの重点分野を中心にサプライチェーンの健全化に取り組む
- エネルギー消費強度（単位GDP当たりエネルギー消費量）の抑制を厳格に実施する一方、エネルギー消費総量に対する管理を柔軟に行う
- 潜在的な需要を掘り起こし、工業分野の市場を開拓する。鉄鋼や非鉄金属、建材、石油化学、石炭火力発電などの重点分野における技術改良を行い、スマート工場の建設を推進し、生産ラインや工作機械の高度化を実施する
- 充電・バッテリー交換施設などのインフラ整備を加速させ、農村部における新エネルギー車やスマート家電、グリーン建材の普及を支援する

- 先端製造業における外資利用プロジェクトの実施を加速させる。2020年版の外資参入ネガティブリスト及び『外商投資奨励産業目録』の更新を進め、製造業における外資参入規制をさらに緩和する
- 製造業への融資支援を強化する。条件を満たす企業による社債の発行を支持し、信用情報の共有をベースとした無担保融資を拡大する。インフラREITの試行を進める。金融資源によるグリーン工業分野への集積を誘導する
- 企業の採用難を解消するため、多様な職業訓練を展開する。中西部や東北地域におけるインフラ整備を加速させ、東部地域からの製造業の移転を受け入れる
- 健全な企業・政府間意見交換制度を構築し、経営者による産業関連政策の制定への参画メカニズムを着実に実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202112/t20211214\\_1307766.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202112/t20211214_1307766.html?code=&state=123)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。